

1. 本法人定款第 34 条の規定に基づき、本法人の目的と事業に賛同し、その活動の円滑な実施を支援する個人または団体は、理事会により入会を認められた場合、本会の維持会員になることができる。

2. 維持会員の会費は、1 口 1 万円、1 口以上とする。

3. 維持会員は次の特典を得ることができる。

(1) 学会誌一冊の無料配付。

(2) 研究大会への無料参加。

無料参加を可とする人数は、個人維持会員の場合、維持会員本人 1 名、

団体維持会員の場合、当該団体関係者、1 口あたり 1 名とする。

大会懇親会には、1 口あたり 1 名の参加（懇親会費有料）を可とする。

4. 維持会員としての入会申請にあたっては、紹介会員を必要としない。

ただし、理事会での入会可否の審議の参考情報として、紹介会員を挙げることを妨げない。

以 上